

地方公共団体がP F I 事業を実施する際の

国の補助金等の適用状況について

平成20年6月

内閣府民間資金等活用事業推進室

地方公共団体がPFI事業を実施する際の国の補助金等の適用状況について

標記事項について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議において取りまとめたものである。

1. 調査対象とする補助金制度

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第2条第1項各号に掲げる公共施設等の整備に対する補助制度・交付金制度。

2. 調査基準日

平成20年3月末時点。ただし平成20年4月以降に名称等が変更になったものについてはそれも反映させている。

3. 調査項目

施設の所有形態による補助金の取扱いについての現状、補助対象としていない理由、検討に当たっての問題点等について整理。

BTO方式 [Build-Transfer-Operate]

民間事業者が施設等を建設し、施設等完成直後に管理者等に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式

BOT方式 [Build-Operate-Transfer]

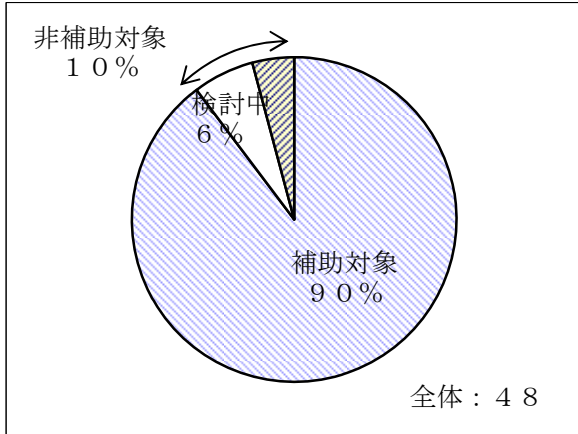
民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了後に管理者等に施設所有権を移転する事業方式。

BOO方式 [Build-Own-Operate]

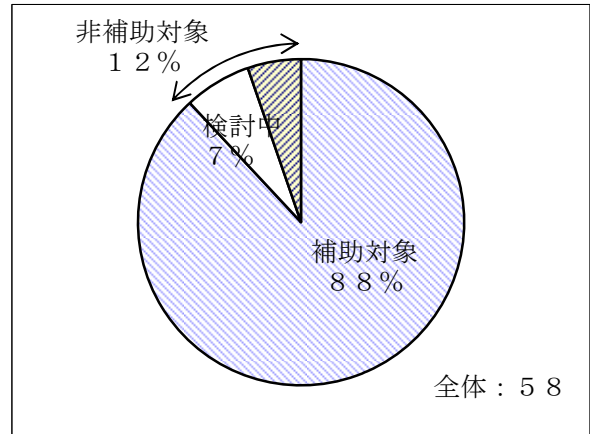
民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了時点で民間事業者が施設を解体・撤去する等の事業方式。

地方公共団体がPFI事業を実施する際の国の補助金等の適用状況について
(前回調査時との比較)

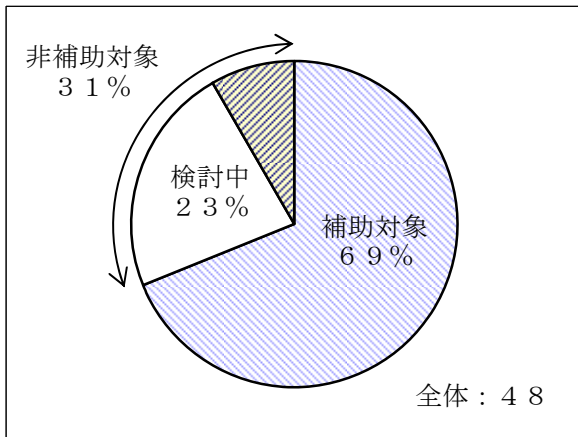
BTO(平成17年3月)



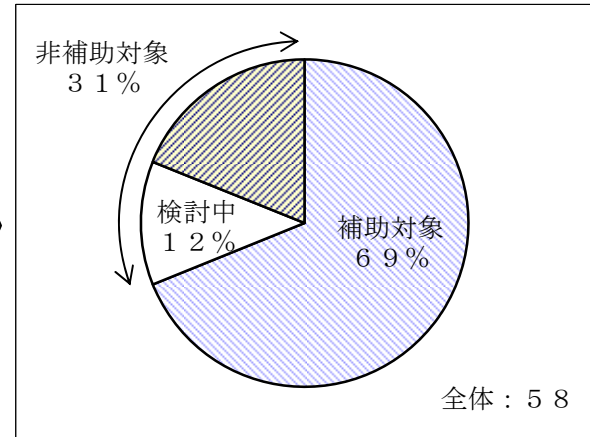
BTO(平成20年3月)



BOT(平成17年3月)



BOT(平成20年3月)



※ 1補助制度1件として整理している。

※ 「補助対象」としているものには、該当補助制度において、一部の施設を補助対象としているものや条件つきで認めているものも含んでいる。

| 所管省庁 | 補助制度名 | 根拠法令等 | 補助要綱等名 | 補助対象施設名 | BTO | BOT | BOO | 頁 |
|-------|---------------------|---|--|--------------------------------|-----|-------|-----|---|
| 警察庁 | 都道府県警察施設整備費補助金 | 警察法 | | 県警本部、警察署、交番、駐在所、交通機動隊等、待機宿舎 | ○ | × | — | 1 |
| 文部科学省 | 公立文教施設整備事業 | 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律等 | 公立学校施設費国庫負担金等に関する運用細目、安全・安心な学校づくり交付金交付要綱等 | 公立文教施設 | ○ ※ | ○ ※ | — | 2 |
| 文部科学省 | 留学生宿舎建設奨励事業 | 独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第6号 | 留学生宿舎建設奨励事業実施規程、留学生宿舎建設奨励事業実施要項、留学生宿舎建設奨励事業、事業計画概要書にかかる手引書 | 留学生宿舎 | × | ○ | — | 3 |
| 厚生労働省 | 水道施設整備費補助 | 水道法第44条、予算補助 | ①簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱 ②水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱 | ①簡易水道施設等 ②水道水源開発施設、水道広域化施設等 | ○ | × 検討中 | — | 4 |
| 厚生労働省 | 医療施設等施設整備費補助金 | 予算補助、医療法第30条の9、過疎地域自立促進特別措置法第16条第5項、離島振興法第10条第5項、沖縄振興特別措置法第89条第6項 | 医療施設等施設整備費補助金交付要綱 | 医療施設等 | ○ | ○ | — | 5 |
| 厚生労働省 | 保健衛生施設等施設整備費補助金 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱 | 感染症指定医療機関 | ○ | × | — | 6 |
| 厚生労働省 | 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 | 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律 | 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱 | 小規模多機能型居宅介護拠点、小規模特養、小規模老健など | ○ | ○ | ○ | 7 |

1. 「BTO」「BOT」「BOO」各欄中「○」「×」の表記は、現在補助対象としているかどうかを表示している。なお、「—」は、法律上等から対象としていない場合を表示している。
2. 「BTO」「BOT」「BOO」各欄中※印のあるものは、補助金の適用に当たって条件が定められているものであり、具体例については個別表参照。

| 所管省庁 | 補助制度名 | 根拠法令等 | 補助要綱等名 | 補助対象施設名 | BTO | BOT | BOO | 頁 |
|-------|------------------------|---------------------|---|--|-------|-----|-----|----|
| 厚生労働省 | 次世代育成支援対策施設整備交付金 | 児童福祉法、次世代育成支援対策推進法等 | 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱 | 児童福祉施設等 | × 検討中 | × | — | 8 |
| 農林水産省 | 農道整備事業費補助 | 土地改良法 | 土地改良事業関係補助金交付要綱 | 農道 | ○ | × | — | 9 |
| 農林水産省 | 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助 | 土地改良法 | 土地改良事業関係補助金交付要綱 | 農道 | ○ | × | — | 10 |
| 農林水産省 | 経営体育成基盤整備事業費補助 | 土地改良法 | 土地改良事業関係補助金交付要綱 | 農業用排水施設、農道 | ○ | × | — | 11 |
| 農林水産省 | かんがい排水事業費補助 | 土地改良法 | 土地改良事業関係補助金交付要綱 | 農業用排水施設 | ○ | × | — | 12 |
| 農林水産省 | 畜産環境総合整備事業費補助 | | 畜産環境総合整備事業実施要綱、畜産環境総合整備事業実施要領、畜産環境総合整備事業補助金交付要綱 | 家畜排せつ物等地域資源循環利用施設等 | ○ | × | — | 13 |
| 農林水産省 | 水産物供給基盤整備事業費補助 | 漁港漁場整備法 | 水産基盤整備事業費補助金交付要綱 | 外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設等（漁港漁場整備法第3条に掲げる漁港施設の一部） | ○ | ○ | ○ | 14 |
| 農林水産省 | 農業集落排水資源循環統合補助 | 予算補助 | 農村整備事業統合補助金交付要綱 | 農業集落排水施設等 | ○ | × | — | 15 |
| 農林水産省 | 公的森林整備推進事業 | 森林法 | 森林環境保全整備事業実施要綱 | 育成単層林整備、育成複層林整備、機能増進保育、特定間伐、長期育成循環整備、付帯施設等整備 | × | ○ | ○ | 16 |
| 農林水産省 | 漁村総合整備費補助 | | 漁村再生交付金交付要綱等 | 水産業の生産基盤及び生活環境施設 | ○ | ○ | ○ | 17 |
| 農林水産省 | 村づくり交付金 | 土地改良法 | 村づくり交付金交付要綱 | 農業用排水施設、農道、農業集落排水施設等 | ○ | × | 検討中 | 18 |
| 農林水産省 | 強い水産業づくり交付金 | | 強い水産業づくり交付金交付要綱 | 漁港の高度利用のための施設等 | ○ | ○ | ○ | 19 |
| 農林水産省 | 強い農業づくり交付金 | | 強い農業づくり交付金実施要綱、強い農業づくり交付金実施要領 | 種子種苗生産関連施設整備等 | ○ | × | 検討中 | 20 |

1. 「BTO」「BOT」「BOO」各欄中「○」「×」の表記は、現在補助対象としているかどうかを表示している。なお、「—」は、法律上等から対象としていない場合を表示している。
2. 「BTO」「BOT」「BOO」各欄中※印のあるものは、補助金の適用に当たって条件が定められているものであり、具体例については個別表参照。

| 所管省庁 | 補助制度名 | 根拠法令等 | 補助要綱等名 | 補助対象施設名 | BTO | BOT | BOO | 頁 |
|-------|-------------------------------|---------------------------------|---|---|-----|-------|-----|----|
| 農林水産省 | 強い農業づくり交付金（うち食品流通の合理化） | | 強い農業づくり交付金実施要綱、強い農業づくり交付金実施要項 | 中央卸売市場、地方卸売市場（公設） | ○ | ○ | ○ | 21 |
| 農林水産省 | 地域バイオマス利活用交付金 | | 地域バイオマス利活用交付金実施要綱 | バイオマス変換施設、バイオマス発生施設、バイオマス利用施設 | ○ | × 検討中 | — | 22 |
| 農林水産省 | 地域バイオマス利活用交付金（家畜排せつ物利活用施設の整備） | | 地域バイオマス利活用交付金実施要綱 | 有機物処理、利用施設、共同利用機械 | ○ | × 検討中 | — | 23 |
| 農林水産省 | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 | 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱の運用 | 基盤整備、生産関連施設、情報通信基盤施設、地域支援活用総合交流促進施設、遊休農地解消支援等 | × | ○ | ○ | 24 |
| 農林水産省 | 森林・林業・木材産業づくり交付金 | 予算補助 | 森林・林業・木材産業づくり交付金実施要領 | 教養文化施設、林間広場施設、山村体験交流施設、森林空間管理施設、森林総合センター、林業情報処理施設、移動通信連絡施設、児童福祉施設木製遊具、学校関連施設、先駆的施設、木質バイオマス供給施設、木質バイオマスエネルギー利用施設 | ○ | ○ | ○ | 25 |
| 経済産業省 | 工業用水道事業費補助金 | | 工業用水道事業費補助金交付規則 | 工業用水道施設 | ○ | × | — | 26 |
| 経済産業省 | 電源地域産業関連施設等整備費補助金 | 電源開発促進対策特別会計法 | 電源地域産業関連施設等整備費補助金交付要綱 | 賃貸工場施設等 | ○ | ○ | ○ | 27 |
| 経済産業省 | 地域企業立地促進等共用施設整備費補助金 | 予算補助 | 地域企業立地促進等共用施設整備費補助金交付要綱 | 貸工場施設等 | × | ○ 検討中 | ○ | 28 |

1. 「BTO」「BOT」「BOO」各欄中「○」「×」の表記は、現在補助対象としているかどうかを表示している。なお、「—」は、法律上等から対象としていない場合を表示している。
2. 「BTO」「BOT」「BOO」各欄中※印のあるものは、補助金の適用に当たって条件が定められているものであり、具体例については個別表参照。

| 所管省庁 | 補助制度名 | 根拠法令等 | 補助要綱等名 | 補助対象施設名 | BTO | BOT | BOO | 頁 |
|-------|------------------|-----------------------------------|--|---|-----|-----|-----|----|
| 国土交通省 | 市街地再開発事業費補助 | 予算補助 | 市街地再開発事業費補助（一般会計）交付要綱、市街地再開発事業等補助要領 | 施設建築物 | ○ ※ | ○ ※ | ○ ※ | 29 |
| 国土交通省 | 土地区画整理事業費補助 | 土地区画整理法（一部予算補助） | 公共団体等区画整理補助実施要領、組合等区画整理補助実施要領、都市再生推進事業制度要綱、都市再生推進事業費補助交付要綱 | 道路、公園等 | ○ ※ | ○ ※ | ○ ※ | 30 |
| 国土交通省 | 都市再生総合整備事業 | | 都市再生推進事業制度要綱、都市再生推進事業費補助交付要綱 | 道路、公園、下水道、鉄道駅周辺施設、バスターミナル、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設等 | ○ ※ | ○ ※ | ○ ※ | 31 |
| 国土交通省 | 都市・地域交通戦略推進事業費補助 | 予算補助 | 都市・地域交通戦略推進事業制度要綱、都市・地域交通戦略推進事業費補助交付要綱 | 自由通路、バリアフリー施設、自転車駐車場、駐車場等 | ○ ※ | ○ ※ | ○ ※ | 32 |
| 国土交通省 | 都市公園事業費補助 | 都市公園法 | 都市公園事業採択基準 | 都市公園 | ○ ※ | ○ ※ | — | 33 |
| 国土交通省 | 都市公園防災事業費補助 | 都市公園法 | 都市公園事業採択基準 | 都市公園 | ○ ※ | ○ ※ | — | 34 |
| 国土交通省 | 街路事業費補助 | 道路法、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に係る法律（仮称）等 | 都市・地域整備局所管国庫補助金交付申請等要領 | 都市計画道路 | ○ ※ | ○ ※ | — | 35 |
| 国土交通省 | 下水道事業費補助 | 下水道法、同施行令 | 下水道法施行令24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件（昭和46年10月9日告示1705号）等 | 流域下水道の管渠、処理場、公共下水道の管渠、処理場、都市下水路等 | ○ ※ | ○ ※ | — | 36 |

1. 「BTO」「BOT」「BOO」各欄中「○」「×」の表記は、現在補助対象としているかどうかを表示している。なお、「—」は、法律上等から対象としていない場合を表示している。
2. 「BTO」「BOT」「BOO」各欄中※印のあるものは、補助金の適用に当たって条件が定められているものであり、具体例については個別表参照。

| 所管省庁 | 補助制度名 | 根拠法令等 | 補助要綱等名 | 補助対象施設名 | BTO | BOT | BOO | 頁 |
|-------|----------------------------|--|--|-----------------------------|-----|-----|-----|----|
| 国土交通省 | 急傾斜地崩壊対策事業費（急傾斜地崩壊対策事業費補助） | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | 河川局所管国庫補助事業に係る補助金等交付金申請及び実施承認について、公共事業採択基準並びに補助率及び負担率 | 急傾斜地崩壊防止施設 | ○ ※ | ○ ※ | — | 37 |
| 国土交通省 | 河川事業費（河川改修費補助、都市河川改修費補助） | 河川法（一部予算補助） | 河川局所管国庫補助事業に係る補助金等交付金申請及び実施承認について、公共事業採択基準並びに補助率及び負担率 | 河川管理施設（堤防、護岸等） | ○ ※ | ○ ※ | — | 38 |
| 国土交通省 | 都市水環境整備事業費（統合河川環境整備事業費補助） | （予算補助）一部公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 | 河川局所管国庫補助事業に係る補助金等交付金申請及び実施承認について、公共事業採択基準並びに補助率及び負担率 | 河川浄化施設、護岸、散策路、係留施設などの河川管理施設 | ○ ※ | ○ ※ | — | 39 |
| 国土交通省 | 砂防事業費（地すべり対策事業費補助） | 地すべり等防止法 | 河川局所管国庫補助事業に係る補助金等交付金申請及び実施承認について、公共事業採択基準並びに補助率及び負担率 | 地すべり防止施設 | ○ ※ | ○ ※ | — | 40 |
| 国土交通省 | 砂防事業費（砂防事業費補助） | 砂防法 | 河川局所管国庫補助事業に係る補助金等交付金申請及び実施承認について、公共事業採択基準並びに補助率及び負担率 | 砂防設備 | ○ ※ | ○ ※ | — | 41 |
| 国土交通省 | 海岸保全施設整備事業費補助 | 海岸法 | 河川局所管国庫補助事業に係る補助金等交付金申請及び実施承認について、公共事業採択基準並びに補助率及び負担率、港湾関係補助金等交付規則実施要領 | 海岸保全施設等 | ○ ※ | ○ ※ | — | 42 |

1. 「BTO」「BOT」「BOO」各欄中「○」「×」の表記は、現在補助対象としているかどうかを表示している。なお、「—」は、法律上等から対象としていない場合を表示している。
2. 「BTO」「BOT」「BOO」各欄中※印のあるものは、補助金の適用に当たって条件が定められているものであり、具体例については個別表参照。

| 所管省庁 | 補助制度名 | 根拠法令等 | 補助要綱等名 | 補助対象施設名 | BTO | BOT | BOO | 頁 |
|-------|---------------------|--|-----------------------------------|----------------------------------|-------|-------|-------|----|
| 国土交通省 | 港湾改修費補助 | 港湾法第42条、43条 | 港湾関係補助金等交付規則実施要領 | 水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設等 | ○ ※ | ○ ※ | — | 43 |
| 国土交通省 | 交通安全施設等整備事業費補助(駐車場) | 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律 | 道路局所管補助金等交付申請の取扱について(国土交通省道路局長通達) | 道路付属物として整備する駐車場 | ○ ※ | ○ ※ | — | 44 |
| 国土交通省 | 交通円滑化事業費補助 | 道路法 | 道路局所管補助金等交付申請の取扱について(国土交通省道路局長通達) | 道路 | ○ ※ | ○ ※ | — | 45 |
| 国土交通省 | 地域連携推進事業費補助 | 道路法 | 道路局所管補助金等交付申請の取扱について(国土交通省道路局長通達) | 道路 | ○ ※ | ○ ※ | — | 46 |
| 国土交通省 | 地下高速鉄道整備事業費補助 | 予算補助 | 地下高速鉄道整備事業費補助交付要綱 | 地下高速鉄道(地下鉄)の新線整備・大規模改良工事等 | × 検討中 | × 検討中 | × 検討中 | 47 |
| 国土交通省 | 空港アクセス鉄道等整備事業費補助 | 予算補助 | 空港アクセス鉄道等整備事業費補助交付要綱 | ニュータウン鉄道及び空港アクセス鉄道の新線整備・大規模改良工事等 | × 検討中 | × 検討中 | × 検討中 | 48 |
| 国土交通省 | 空港整備事業費補助 | 空港整備法 | 空港整備事業費補助金等交付要綱 | 空港の基本施設(滑走路、エプロン等)及び附帯施設(排水施設等) | ○ ※ | ○ ※ | — | 49 |
| 国土交通省 | 公営住宅整備事業 | 公営住宅法 | 公営住宅整備事業等補助要領 | 公営住宅 | ○ ※ | ○ ※ | — | 50 |
| 国土交通省 | 地域住宅交付金(公営住宅等整備事業) | 公営住宅法、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備に関する特別措置法 | 地域住宅交付金交付要綱、公営住宅等整備事業対象要綱 | 公営住宅 | ○ ※ | ○ ※ | — | 51 |

1. 「BTO」「BOT」「BOO」各欄中「○」「×」の表記は、現在補助対象としているかどうかを表示している。なお、「—」は、法律上等から対象としていない場合を表示している。
2. 「BTO」「BOT」「BOO」各欄中※印のあるものは、補助金の適用に当たって条件が定められているものであり、具体例については個別表参照。

| 所管省庁 | 補助制度名 | 根拠法令等 | 補助要綱等名 | 補助対象施設名 | BTO | BOT | BOO | 頁 |
|-------|-------------------|---------------------------|--|--|-----|-----|-----|----|
| 国土交通省 | まちづくり交付金 | 都市再生特別措置法 | まちづくり交付金交付要綱 | 都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象 ・道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業等 ・地域優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業等 ・市町村の提案に基づく事業 ・各種調査や社会実験等のソフト事業 | ○ ※ | ○ ※ | ○ | 52 |
| 環境省 | 産業廃棄物処理施設モデル的整備事業 | 予算補助 | 廃棄物処理施設整備費（産業廃棄物処理施設モデル的整備事業）国庫補助金交付要綱 | 焼却施設、感染性廃棄物の焼却施設、産業廃棄物循環型適正処理複合施設、管理型最終処分場、化学処理施設及び産業廃棄物再生利用総合施設 | ○ | ○ | ○ | 53 |
| 環境省 | 循環型社会形成推進交付金 | 予算補助 | 循環型社会形成推進交付金交付要綱 | 一般廃棄物処理施設 | ○ | ○ | ○ | 54 |
| 環境省 | 循環型社会形成推進交付金（浄化槽） | 予算補助 | 循環型社会形成推進交付金交付要綱 | 浄化槽（市町村整備推進事業） | ○ | × | — | 55 |
| 防衛省 | 特定防衛施設周辺整備調整交付金 | 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第9条 | 特定防衛施設周辺整備調整交付金交付要綱 | 道路、公園、水道、ごみ処理施設等の公共施設 | ○ | ○ | ○ | 56 |
| 防衛省 | 防衛施設周辺民生安定整備事業 | 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第8条 | 防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金交付要綱 | 道路、公園、水道、ごみ処理施設等の公共施設 | ○ | ○ | ○ | 57 |
| 防衛省 | 再編交付金 | 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第6条 | 再編交付金交付要綱 | 道路、公園、水道、ごみ処理施設等の公共施設 | ○ | ○ | ○ | 58 |

- 「BTO」「BOT」「BOO」各欄中「○」「×」の表記は、現在補助対象としているかどうかを表示している。なお、「—」は、法律上等から対象としていない場合を表示している。
- 「BTO」「BOT」「BOO」各欄中※印のあるものは、補助金の適用に当たって条件が定められているものであり、具体例については個別表参照。

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

警察庁所管

| | |
|---------|-----------------------------|
| 補助制度名 | 都道府県警察施設整備費補助金 |
| 根拠法令等 | 警察法 |
| 補助要項等名 | |
| 補助対象施設名 | 県警本部、警察署、交番、駐在所、交通機動隊等、待機宿舎 |

補助対象となる事業類型

| | |
|-----------|--|
| B T O ○ | |
| B O T × | <p>【対象としていない理由】</p> <p>警察施設の特異性を考慮すると、施設供用開始後速やかに所有権を補助事業者に移転することが適当であると思慮されるため、P F I 事業による施設整備については、B T O 方式により行われることが望ましいと考えているため。</p> |
| B O O - | <p>【対象としていない理由】</p> <p>警察施設の特異性を考慮すると、施設供用開始後速やかに所有権を補助事業者に移転することが適当であると思慮されるため、P F I 事業による施設整備については、B T O 方式により行われることが望ましいと考えているため。</p> |

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

文部科学省所管

| | |
|---------|---|
| 補助制度名 | 公立文教施設整備事業 ※公立学校施設整備事業、公立学校施設整備事業（学校給食施設整備費）、公立学校施設整備事業補助金（学校体育施設等整備費）、産業教育施設整備事業を統合 |
| 根拠法令等 | 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律等 |
| 補助要項等名 | 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目等 （ URL： http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/06082202/001.pdf ） 安全・安心な学校づくり交付金交付要綱 （ URL： http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/06082202/001.htm ） 等 |
| 補助対象施設名 | 公立文教施設 |

補助対象となる事業類型

| | |
|---------|--|
| B T O ○ | ※ただし、施設整備に要する経費とそれ以外の経費が明確に区分されるものに限る。 |
| B O T ○ | ※ただし、施設整備に要する経費とそれ以外の経費が明確に区分されるものに限る。 |
| B O O - | 【対象とならない理由】 公立文教施設に係る国庫補助は、地方公共団体の公立文教施設の整備に要する経費に対してなされるものであるため。 |

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

文部科学省所管

| | |
|---------|--|
| 補助制度名 | 留学生宿舎建設奨励事業 |
| 根拠法令等 | 独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第 1 項第 6 号 |
| 補助要項等名 | 留学生宿舎建設奨励事業実施規程、留学生宿舎建設奨励事業実施要項、留学生宿舎建設奨励事業、事業計画概要書にかかる手引書 (補 助 要 綱 等 URL: http://www.jasso.go.jp/ihouse/18_kensetu.html) |
| 補助対象施設名 | 留学生宿舎 |

補助対象となる事業類型

| | |
|---------|---|
| B T O × | <p>【対象としない理由】</p> <p>実施規程第 13 条の規定により、一定期間建設奨励金の目的に反しての使用や処分等を制限していることから、所有権をすぐに移転する B T O は対象としてなじまないため。</p> |
| B O T ○ | |
| B O O - | <p>【対象としない理由】</p> <p>事業終了時点での施設の解体・撤去を想定していないため。</p> |

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

厚生労働省所管

| | |
|---------|--|
| 補助制度名 | 水道施設整備費補助 |
| 根拠法令等 | 水道法第 44 条、予算補助 |
| 補助要項等名 | ① 簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱 ② 水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱 |
| 補助対象施設名 | ① 簡易水道施設等 ② 水道水源開発施設、水道広域化施設等 |

補助対象となる事業類型

| | |
|-------------|---|
| B T O ○ | |
| B O T × 検討中 | <p>【対象としていない理由】</p> <p>具体的な「B O T」事業実施の要望事例を承知していないため、今後、具体提案を踏まえて検討することを考えている。</p> |
| B O O - | <p>【対象としていない理由】</p> <p>現行の補助金交付要綱において、補助対象者が公共（地方公共団体）に限定されているため補助対象としていない。</p> |

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

厚生労働省所管

| | |
|---------|---|
| 補助制度名 | 医療施設等施設整備費補助金 |
| 根拠法令等 | 予算補助、医療法第30条の9、過疎地域自立促進特別措置法第16条第5項、離島振興法第10条第5項、沖縄振興特別措置法第89条第6項 |
| 補助要項等名 | 医療施設等施設整備費補助金交付要綱 |
| 補助対象施設名 | 医療施設等 |

補助対象となる事業類型

| | |
|-----------|---|
| B T O ○ | |
| B O T ○ | |
| B O O - | <p>【対象としていない理由】</p> <p>これまでに具体的案件がなかったため。</p> |

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

厚生労働省所管

| | |
|---------|----------------------------|
| 補助制度名 | 保健衛生施設等施設整備費補助金 |
| 根拠法令等 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 |
| 補助要項等名 | 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱 |
| 補助対象施設名 | 感染症指定医療機関 |

補助対象となる事業類型

| | |
|---------|---|
| B T O ○ | |
| B O T × | <p>【対象としていない理由】</p> <p>感染症指定医療機関の運営自体は、いわゆる不採算事業であり、医療提供体制の確保のために、施設整備費の国庫補助以外にも運営費の国庫補助を行っているところである。したがって、事業運営により得られる収入はほとんどなく、運営による収益で整備費用を回収することは極めて困難であり、民間の参画が見込めない状況であるため。</p> |
| B O O - | <p>【対象としていない理由】</p> <p>B O O 方式のような所有権を移転しない場合については、補助事業そのものが建物の取得のための経費に対する補助ではなく、借料や運営費的な経費への補助となることから、施設・設備整備費による支出は不適切である。したがって、B O O 方式による国庫補助を行う場合は、運営費補助金等の科目で対応することが望ましいと考える。</p> |

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

厚生労働省所管

| | |
|---------|---|
| 補助制度名 | 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 ※社会福祉施設等施設整備費補助金より変更 |
| 根拠法令等 | 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律 |
| 補助要項等名 | 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱 |
| 補助対象施設名 | 小規模多機能型居宅介護拠点、小規模特養、小規模老健など |

補助対象となる事業類型

| | |
|---------|--|
| B T O ○ | |
| B O T ○ | |
| B O O ○ | |

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

厚生労働省所管

| | |
|---------|--|
| 補助制度名 | 次世代育成支援対策施設整備交付金 ※社会福祉施設等施設整備費補助金より変更 |
| 根拠法令等 | 児童福祉法、次世代育成支援対策推進法等 |
| 補助要項等名 | 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱 |
| 補助対象施設名 | 児童福祉施設等 |

補助対象となる事業類型

| | |
|-------------|---|
| B T O × 検討中 | <p>【対象としていない理由】</p> <p>現行では、具体的な実施の協議がなかったため。</p> |
| B O T × | <p>【対象としていない理由】</p> <p>私立施設に対する施設整備費の補助については、児童福祉法第56条の2の規定により社会福祉法人等が設置するものに限られており、対象とするのは困難である。</p> |
| B O O - | <p>【対象としていない理由】</p> <p>私立施設に対する施設整備費の補助については、児童福祉法第56条の2の規定により社会福祉法人等が設置するものに限られており、対象とするのは困難である。</p> |

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

農林水産省所管

| | |
|---------|-----------------|
| 補助制度名 | 農道整備事業費補助 |
| 根拠法令等 | 土地改良法 |
| 補助要項等名 | 土地改良事業関係補助金交付要綱 |
| 補助対象施設名 | 農道 |

補助対象となる事業類型

| | |
|-----------|---|
| B T O ○ | |
| B O T × | <p>【対象としていない理由】</p> <p>補助対象者が公共（地方公共団体等）に限定されており、補助対象施設も公共（地方公共団体等）が所有するため。</p> |
| B O O - | <p>【対象としていない理由】</p> <p>補助対象者が公共（地方公共団体等）に限定されており、補助対象施設も公共（地方公共団体等）が所有するため。</p> |

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

農林水産省所管

| | |
|---------|------------------------|
| 補助制度名 | 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助 |
| 根拠法令等 | 土地改良法 |
| 補助要項等名 | 土地改良事業関係補助金交付要綱 |
| 補助対象施設名 | 農道 |

補助対象となる事業類型

| | |
|-----------|---|
| B T O ○ | |
| B O T × | <p>【対象としていない理由】</p> <p>補助対象者が公共（地方公共団体等）に限定されており、補助対象施設も公共（地方公共団体等）が所有するため。</p> |
| B O O - | <p>【対象としていない理由】</p> <p>補助対象者が公共（地方公共団体等）に限定されており、補助対象施設も公共（地方公共団体等）が所有するため。</p> |

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

農林水産省所管

| | |
|---------|-----------------|
| 補助制度名 | 経営体育成基盤整備事業費補助 |
| 根拠法令等 | 土地改良法 |
| 補助要項等名 | 土地改良事業関係補助金交付要綱 |
| 補助対象施設名 | 農業用排水施設、農道 |

補助対象となる事業類型

| | |
|-----------|---|
| B T O ○ | |
| B O T × | <p>【対象としていない理由】</p> <p>補助対象者が公共（地方公共団体等）に限定されており、補助対象施設も公共（地方公共団体等）が所有するため。</p> |
| B O O - | <p>【対象としていない理由】</p> <p>補助対象者が公共（地方公共団体等）に限定されており、補助対象施設も公共（地方公共団体等）が所有するため。</p> |

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

農林水産省所管

| | |
|---------|-----------------|
| 補助制度名 | かんがい排水事業費補助 |
| 根拠法令等 | 土地改良法 |
| 補助要項等名 | 土地改良事業関係補助金交付要綱 |
| 補助対象施設名 | 農業用排水施設 |

補助対象となる事業類型

| | |
|-----------|---|
| B T O ○ | |
| B O T × | <p>【対象としていない理由】</p> <p>補助対象者が公共（地方公共団体等）に限定されており、補助対象施設も公共（地方公共団体等）が所有するため。</p> |
| B O O - | <p>【対象としていない理由】</p> <p>補助対象者が公共（地方公共団体等）に限定されており、補助対象施設も公共（地方公共団体等）が所有するため。</p> |

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

農林水産省所管

| | |
|---------|---|
| 補助制度名 | 畜産環境総合整備事業費補助 |
| 根拠法令等 | |
| 補助要項等名 | 畜産環境総合整備事業実施要綱、畜産環境総合整備事業実施要領、 畜産環境総合整備事業補助金交付要綱 |
| 補助対象施設名 | 家畜排せつ物等地域資源循環利用施設等 |

補助対象となる事業類型

| | |
|---------|---|
| B T O ○ | |
| B O T × | <p>【対象としない理由】</p> <p>地方公共団体が施設を保有しないにもかかわらず、当該地方公共団体へ補助金を交付する理由がない。</p> |
| B O O - | <p>【対象としない理由】</p> <p>地方公共団体が施設を保有しないにもかかわらず、当該地方公共団体へ補助金を交付する理由がない。</p> |

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

農林水産省所管

| | |
|---------|---|
| 補助制度名 | 水産物供給基盤整備事業費補助 |
| 根拠法令等 | 漁港漁場整備法 |
| 補助要項等名 | 水産基盤整備事業補助金交付要綱 |
| 補助対象施設名 | 外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設等（漁港漁場整備法第 3 条に掲げる漁港施設の一部） |

補助対象となる事業類型

| | |
|-----------|--|
| B T O ○ | |
| B O T ○ | |
| B O O ○ | |

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

農林水産省所管

| | |
|---------|-----------------|
| 補助制度名 | 農業集落排水資源循環統合補助 |
| 根拠法令等 | 予算補助 |
| 補助要項等名 | 農村整備事業統合補助金交付要綱 |
| 補助対象施設名 | 農業集落排水施設等 |

補助対象となる事業類型

| | |
|-----------|---|
| B T O ○ | |
| B O T × | <p>【対象としていない理由】</p> <p>農業集落排水施設が「公の施設」に該当するため、本事業においては、公共に施設の所有権を移譲し、民間事業者に管理を委託するB T Oを想定していたため。</p> |
| B O O - | <p>【対象としていない理由】</p> <p>補助対象者が公共（地方公共団体等）に限定されており、補助対象施設も公共（地方公共団体等）が所有するため。</p> |

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

農林水産省所管

| | |
|---------|--|
| 補助制度名 | 公的森林整備推進事業 |
| 根拠法令等 | 森林法 |
| 補助要項等名 | 森林環境保全整備事業実施要綱 |
| 補助対象施設名 | 育成単層林整備、育成複層林整備、機能増進保育、特定間伐、長期育成循環整備、付帯施設等整備 |

補助対象となる事業類型

| | |
|---------|--|
| B T O × | <p>【対象としていない理由】</p> <p>市町村とP F I 事業体が契約し、事業の対象となる森林を共有とし、P F I 事業体が森林整備を行い、事業終了時（伐採あるいは共有解消時）に立木の販売収入を分配する制度である。事業終了までは共有状況にあることから、対象とならないものである。</p> |
| B O T ○ | |
| B O O ○ | |

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

農林水産省所管

| | |
|---------|------------------|
| 補助制度名 | 漁村総合整備事業費補助 |
| 根拠法令等 | |
| 補助要項等名 | 漁村再生交付金交付要綱等 |
| 補助対象施設名 | 水産業の生産基盤及び生活環境施設 |

補助対象となる事業類型

| | |
|-----------|--|
| B T O ○ | |
| B O T ○ | |
| B O O ○ | |

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

農林水産省所管

| | |
|---------|----------------------|
| 補助制度名 | 村づくり交付金 |
| 根拠法令等 | 土地改良法 |
| 補助要項等名 | 村づくり交付金交付要綱 |
| 補助対象施設名 | 農業用排水施設、農道、農業集落排水施設等 |

補助対象となる事業類型

| | |
|-------------|---|
| B T O ○ | |
| B O T × 検討中 | <p>【対象としない理由】</p> <p>補助対象者が公共（地方公共団体等）に限定されており、補助対象施設も公共（地方公共団体等）が所有するため。</p> |
| B O O - | <p>【対象としない理由】</p> <p>補助対象者が公共（地方公共団体等）に限定されており、補助対象施設も公共（地方公共団体等）が所有するため。</p> |

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

農林水産省所管

| | |
|---------|-----------------|
| 補助制度名 | 強い水産業づくり交付金 |
| 根拠法令等 | |
| 補助要項等名 | 強い水産業づくり交付金交付要綱 |
| 補助対象施設名 | 漁港の高度利用のための施設等 |

補助対象となる事業類型

| | |
|-----------|--|
| B T O ○ | |
| B O T ○ | |
| B O O ○ | |

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

農林水産省所管

| | |
|---------|--|
| 補助制度名 | 強い農業づくり交付金 ※経営構造対策事業、生産振興総合対策事業費補助金を統合 |
| 根拠法令等 | |
| 補助要項等名 | 強い農業づくり交付金実施要綱、強い農業づくり交付金実施要領 (補助要綱等 URL: http://www.maff.go.jp/soshiki/nousan/seisantaishaku/koufukin.html) |
| 補助対象施設名 | 種子種苗生産関連施設整備等 |

補助対象となる事業類型

| | |
|-------------|---|
| B T O ○ | |
| B O T × 検討中 | <p>【対象としない理由】</p> <p>補助対象者が地方公共団体に限定されており、補助対象となった施設も地方公共団体が所有するため。</p> |
| B O O - | <p>【対象としない理由】</p> <p>補助対象者が地方公共団体に限定されており、補助対象となった施設も地方公共団体が所有するため。</p> |

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

農林水産省所管

| | |
|---------|--|
| 補助制度名 | 強い農業づくり交付金（うち食品流通の合理化） ※卸売市場施設整備事業より変更 |
| 根拠法令等 | |
| 補助要項等名 | 強い農業づくり交付金実施要綱、強い農業づくり交付金実施要領 （補助要綱等 URL: http://www.maff.go.jp/soshiki/nousan/seisantaishaku/koufukin.html ） |
| 補助対象施設名 | 中央卸売市場、地方卸売市場（公設） |

補助対象となる事業類型

| | |
|---------|--|
| B T O ○ | |
| B O T ○ | |
| B O O ○ | |

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

農林水産省所管

| | |
|---------|--|
| 補助制度名 | 地域バイオマス利活用交付金 ※バイオマスの環づくり交付金、バイオマス利活用フロンティア整備事業を統合 |
| 根拠法令等 | |
| 補助要項等名 | 地域バイオマス利活用交付金実施要綱 (補助要綱等 URL: http://www.maff.go.jp/nouson/nouson/biomass03/20070412a.htm) |
| 補助対象施設名 | バイオマス変換施設、バイオマス発生施設、バイオマス利用施設 |

補助対象となる事業類型

| | |
|-------------|---|
| B T O ○ | |
| B O T × 検討中 | <p>【対象としない理由】</p> <p>本事業は、施設等の新築、新設等を行うものであり、原則、単年度で事業完了するため。</p> |
| B O O - | <p>【対象としない理由】</p> <p>本事業は、施設等の新築、新設等を行うものであり、原則、単年度で事業完了するため。</p> |

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

農林水産省所管

| | |
|---------|--|
| 補助制度名 | 地域バイオマス利活用交付金（家畜排せつ物利活用施設の整備） ※バイオマスの環づくり交付金より変更 |
| 根拠法令等 | |
| 補助要項等名 | 地域バイオマス利活用交付金実施要綱 （補助要綱等 URL: http://www.maff.go.jp/nouson/nouson/biomass03/20070412a.htm ） |
| 補助対象施設名 | 有機物処理、利用施設、共同利用機械 |

補助対象となる事業類型

| | |
|-------------|---|
| B T O ○ | |
| B O T × 検討中 | <p>【対象としない理由】</p> <p>本事業は、施設等の新築、新設等を行うものであり、原則、単年度で事業完了するため。</p> |
| B O O - | <p>【対象としない理由】</p> <p>本事業は、施設等の新築、新設等を行うものであり、原則、単年度で事業完了するため。</p> |

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

農林水産省所管

| | |
|---------|--|
| 補助制度名 | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 ※新山村振興等農林漁業特別対策事業、やすらぎ空間整備事業、元気な地域づくり交付金を統合 |
| 根拠法令等 | 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 |
| 補助要項等名 | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用 (補助要綱等 URL: http:// www.maff. go. jp/j/kasseika/k_project/index. html) |
| 補助対象施設名 | 基盤整備、生産関連施設、情報通信基盤施設、地域支援活用総合交流促進施設、遊休農地解消支援等 |

補助対象となる事業類型

| | |
|------------|------------------------------------|
| B T O × | |
| 【対象としない理由】 | 事業実施主体が補助対象施設を所有し、管理・運営することが原則だから。 |
| B O T ○ | |
| B O O ○ | |

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

農林水産省所管

| | |
|---------|---|
| 補助制度名 | 森林・林業・木材産業づくり交付金 ※強い林業・木材産業づくり交付金より変更 |
| 根拠法令等 | 予算補助 |
| 補助要項等名 | 森林・林業・木材産業づくり交付金実施要領 |
| 補助対象施設名 | 教養文化施設、林間広場施設、山村体験交流施設、森林空間管理施設、森林総合センター、林業情報処理施設、移動通信連絡施設、児童福祉施設木製遊具、学校関連施設、先駆的施設、木質バイオマス供給施設、木質バイオマスエネルギー利用施設 |

補助対象となる事業類型

| | |
|---------|--|
| B T O ○ | |
| B O T ○ | |
| B O O ○ | |

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

経済産業省所管

| | |
|---------|-----------------|
| 補助制度名 | 工業用水道事業費補助金 |
| 根拠法令等 | |
| 補助要項等名 | 工業用水道事業費補助金交付規則 |
| 補助対象施設名 | 工業用水道 |

補助対象となる事業類型

| | |
|-----------|---|
| B T O ○ | |
| B O T × | <p>【対象としていない理由】</p> <p>本補助金は地方公共団体又は地方独立行政法人が施設を布設し、自身が工業用水道事業者となる場合において交付される補助金のためB T Oを交付対象としている。</p> |
| B O O - | <p>【対象としていない理由】</p> <p>本補助金は地方公共団体又は地方独立行政法人が施設を布設し、自身が工業用水道事業者となる場合において交付される補助金のためB T Oを交付対象としている。</p> |

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

経済産業省所管

| | |
|---------|--|
| 補助制度名 | 電源地域産業関連施設等整備費補助金 ※原子力発電施設等周辺地域中心市街地活性化補助金、電源地域産業集積活性化 対策費補助金を統合 |
| 根拠法令等 | 電源開発促進対策特別会計法 |
| 補助要項等名 | 電源地域産業関連施設等整備費補助金交付要綱 |
| 補助対象施設名 | 賃貸工場施設等 |

補助対象となる事業類型

| | |
|-----------|--|
| B T O ○ | |
| B O T ○ | |
| B O O ○ | |

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

経済産業省所管

| | |
|---------|-------------------------|
| 補助制度名 | 地域企業立地促進等共用施設整備費補助金 |
| 根拠法令等 | 予算補助 |
| 補助要項等名 | 地域企業立地促進等共用施設整備費補助金交付要綱 |
| 補助対象施設名 | 貸工場施設等 |

補助対象となる事業類型

| | |
|-------------|--|
| B T O × 検討中 | <p>【対象としていない理由】</p> <p>本補助金においてP F I 事業の実施（要望）がなく、P F I 事業の具体的提案がなされた場合に補助対象とすべく調整を行いたいと考えている。</p> |
| B O T ○ | |
| B O O ○ | |

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

| | |
|---------|-------------------------------------|
| 補助制度名 | 市街地再開発事業費補助 |
| 根拠法令等 | 予算補助 |
| 補助要項等名 | 市街地再開発事業費補助（一般会計）交付要綱、市街地再開発事業等補助要領 |
| 補助対象施設名 | 施設建築物 |

補助対象となる事業類型

| | |
|---------|--|
| B T O ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O T ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O O ○ | 注) 公共団体施行等において、特定建築者である民間事業者（P F I 事業者）が駐車場等を整備した上で取得し、運営する場合、その施設整備費に対して市街地再開発事業の補助が可能。 |

（地方公共団体が P F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針）

B T O、B O T ともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T 方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

- ① 長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか
- ② 最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか
- ③ 補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）を P F I 事業者が了承するか

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

| | |
|---------|--|
| 補助制度名 | 土地区画整理事業費補助 |
| 根拠法令等 | 土地区画整理法（一部予算補助） |
| 補助要項等名 | 公共団体等区画整理補助実施要領、組合等区画整理補助実施要領、都市再生推進事業制度要綱、都市再生推進事業費補助交付要綱 |
| 補助対象施設名 | 道路、公園等 |

補助対象となる事業類型

| | |
|---------|---|
| B T O ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O T ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O O ○ | 注) 民間事業者（P F I 事業者）が所有する公開空地の整備に要する費用の一部を事業主体に対して補助することが可能。土地区画整理事業で整備する区画道路等の公共施設については、事業後直ちに所有権が公共施設管理者に移転することからB O O方式は想定されない。 |

（地方公共団体がP F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針）

B T O、B O Tともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

- ① 長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか
- ② 最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか
- ③ 補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）をP F I 事業者が了承するか

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

| | |
|---------|---|
| 補助制度名 | 都市再生総合整備事業 |
| 根拠法令等 | |
| 補助要項等名 | 都市再生推進事業制度要綱、都市再生推進事業費補助交付要綱 |
| 補助対象施設名 | 道路、公園、下水道、鉄道駅周辺施設、バスターミナル、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設等 |

補助対象となる事業類型

| | |
|----------------|--|
| B T O ○ | |
| ※ 欄外国土交通省方針参照。 | |
| B O T ○ | |
| ※ 欄外国土交通省方針参照。 | |
| B O O ○ | |

(地方公共団体が P F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針)

B T O、B O T ともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T 方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

- ① 長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか
- ② 最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか
- ③ 補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）を P F I 事業者が了承するか

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

| | |
|---------|--|
| 補助制度名 | 都市・地域交通戦略推進事業費補助 ※都市再生推進事業費補助（都市再生交通拠点整備事業）より変更 |
| 根拠法令等 | 予算補助 |
| 補助要項等名 | 都市・地域交通戦略推進事業制度要綱、都市・地域交通戦略推進事業費補助交付要綱 |
| 補助対象施設名 | 自由通路、バリアフリー施設、自転車駐車場、駐車場等 |

補助対象となる事業類型

| | |
|---------|----------------|
| B T O ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O T ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O O ○ | |

（地方公共団体がP F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針）

B T O、B O Tともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

- ① 長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか
- ② 最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか
- ③ 補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）をP F I 事業者が了承するか

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

| | |
|---------|------------|
| 補助制度名 | 都市公園事業費補助 |
| 根拠法令等 | 都市公園法 |
| 補助要項等名 | 都市公園事業採択基準 |
| 補助対象施設名 | 都市公園 |

補助対象となる事業類型

| | |
|---------|---|
| B T O ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O T ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O O - | <p>【対象とならない理由】</p> <p>当該補助制度は公園管理者が、自ら施設を設置する場合に補助を入れる制度であり、施設の設置者及び管理者が異なる場合は補助対象とならないため。</p> |

(地方公共団体がP F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針)

B T O、B O Tともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

- ① 長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか
- ② 最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか
- ③ 補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）をP F I 事業者が了承するか

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

| | |
|---------|-------------|
| 補助制度名 | 都市公園防災事業費補助 |
| 根拠法令等 | 都市公園法 |
| 補助要項等名 | 都市公園事業採択基準 |
| 補助対象施設名 | 都市公園 |

補助対象となる事業類型

| | |
|---------|---|
| B T O ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O T ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O O - | <p>【対象とならない理由】</p> <p>当該補助制度は公園管理者が、自ら施設を設置する場合に補助を入れる制度であり、施設の設置者及び管理者が異なる場合は補助対象とならないため。</p> |

(地方公共団体がP F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針)

B T O、B O Tともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

- ① 長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか
- ② 最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか
- ③ 補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）をP F I 事業者が了承するか

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

| | |
|---------|------------------------------------|
| 補助制度名 | 街路事業費補助 |
| 根拠法令等 | 道路法、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（仮称）等 |
| 補助要項等名 | 都市・地域整備局所管国庫補助金交付申請等要領 |
| 補助対象施設名 | 都市計画道路 |

補助対象となる事業類型

| | |
|---------|---------------------------------------|
| B T O ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O T ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O O - | 【対象とならない理由】 民間の所有施設に対する補助制度ではないため。 |

（地方公共団体が P F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針）

B T O、B O T ともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T 方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

- ① 長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか
- ② 最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか
- ③ 補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）を P F I 事業者が了承するか

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

| | |
|---------|--|
| 補助制度名 | 下水道事業費補助 |
| 根拠法令等 | 下水道法、同施行令 |
| 補助要項等名 | 下水道法施行令 24 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項の規定に基づき定める件（昭和 46 年 10 月 9 日告示 1705 号）等 |
| 補助対象施設名 | 流域下水道の管渠、処理場、公共下水道の管渠、処理場、都市下水道等 |

補助対象となる事業類型

| | |
|---------|---|
| B T O ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O T ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O O - | 【対象とならない理由】 施設の引き渡しを前提として補助金を交付するため。 |

（地方公共団体が P F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針）

B T O、B O T ともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T 方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

- ① 長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか
- ② 最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか
- ③ 補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）を P F I 事業者が了承するか

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

| | |
|---------|---|
| 補助制度名 | 急傾斜地崩壊対策事業費（急傾斜地崩壊対策事業費補助） |
| 根拠法令等 | 急傾斜地に崩壊による災害の防止に関する法律 |
| 補助要項等名 | 河川局所管国庫補助事業に係る補助金等交付金申請及び実施承認について、公共事業採択基準並びに補助率及び負担率 |
| 補助対象施設名 | 急傾斜地崩壊防止施設 |

補助対象となる事業類型

| | |
|---------|---|
| B T O ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O T ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O O - | 【対象としていない理由】 そもそも民間の所有施設に対する補助制度では無いため |

（地方公共団体が P F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針）

B T O、B O T ともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T 方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

- ① 長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか
- ② 最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか
- ③ 補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）を P F I 事業者が了承するか

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

| | |
|---------|--|
| 補助制度名 | 河川事業費（河川改修費補助、都市河川改修費補助） |
| 根拠法令等 | 河川法（一部予算補助） |
| 補助要項等名 | 河川局所管国庫補助事業に係る補助金等交付申請及び実施承認について、公共事業採択基準並びに補助率及び負担率 |
| 補助対象施設名 | 河川管理施設（堤防、護岸等） |

補助対象となる事業類型

| | |
|---------|---|
| B T O ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O T ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O O - | 【対象としていない理由】 そもそも民間の所有施設に対する補助制度では無いため |

（地方公共団体が P F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針）

B T O、B O T ともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T 方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

- ① 長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか
- ② 最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか
- ③ 補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）を P F I 事業者が了承するか

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

| | |
|---------|--|
| 補助制度名 | 都市水環境整備事業費（統合河川環境整備事業費補助） |
| 根拠法令等 | （予算補助）一部公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 |
| 補助要項等名 | 河川局所管国庫補助事業に係る補助金等交付申請及び実施承認について、公共事業採択基準並びに補助率及び負担率 |
| 補助対象施設名 | 河川浄化施設、護岸、散策路、係留施設などの河川管理施設 |

補助対象となる事業類型

| | |
|---------|---|
| B T O ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O T ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O O - | 【対象としていない理由】 そもそも民間の所有施設に対する補助制度では無いため |

（地方公共団体がP F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針）

B T O、B O Tともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

- ① 長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか
- ② 最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか
- ③ 補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）をP F I 事業者が了承するか

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

| | |
|---------|---|
| 補助制度名 | 砂防事業費（地すべり対策事業費補助） |
| 根拠法令等 | 地すべり等防止法 |
| 補助要項等名 | 河川局所管国庫補助事業に係る補助金等交付金申請及び実施承認について、公共事業採択基準並びに補助率及び負担率 |
| 補助対象施設名 | 地すべり防止施設 |

補助対象となる事業類型

| | |
|---------|---|
| B T O ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O T ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O O - | 【対象としていない理由】 そもそも民間の所有施設に対する補助制度では無いため |

（地方公共団体が P F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針）

B T O、B O T ともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T 方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

- ① 長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか
- ② 最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか
- ③ 補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）を P F I 事業者が了承するか

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

| | |
|---------|---|
| 補助制度名 | 砂防事業費(砂防事業費補助) |
| 根拠法令等 | 砂防法 |
| 補助要項等名 | 河川局所管国庫補助事業に係る補助金等交付金申請及び実施承認について、公共事業採択基準並びに補助率及び負担率 |
| 補助対象施設名 | 砂防設備 |

補助対象となる事業類型

| | |
|---------|---|
| B T O ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O T ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O O - | 【対象としていない理由】 そもそも民間の所有施設に対する補助制度では無いため |

(地方公共団体がP F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針)

B T O、B O Tともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

- ① 長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか
- ② 最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか
- ③ 補助金等適正化法の適用条件(目的外使用の制限、財産処分の制限等)をP F I 事業者が了承するか

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

| | |
|---------|---|
| 補助制度名 | 海岸保全施設整備事業費補助 |
| 根拠法令等 | 海岸法 |
| 補助要項等名 | 河川局所管国庫補助事業に係る補助金等交付申請及び実施承認について、公共事業採択基準並びに補助率及び負担率、港湾関係補助金等交付規則実施要領 |
| 補助対象施設名 | 海岸保全施設等 |

補助対象となる事業類型

| | |
|---------|---|
| B T O ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O T ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O O - | 【対象としていない理由】 そもそも民間の所有施設に対する補助制度では無いため |

(地方公共団体がP F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針)

B T O、B O Tともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

- ① 長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか
- ② 最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか
- ③ 補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）をP F I 事業者が了承するか

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

| | |
|---------|-----------------------|
| 補助制度名 | 港湾改修費補助 |
| 根拠法令等 | 港湾法 第 42 条、43 条 |
| 補助要項等名 | 港湾関係補助金等交付規則実施要領 |
| 補助対象施設名 | 水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設 |

補助対象となる事業類型

| | |
|---------|---------------------------------------|
| B T O ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O T ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O O - | 【対象としていない理由】 民間の所有施設に対する補助制度ではないため |

(地方公共団体が P F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針)

B T O、B O T ともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T 方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

- ① 長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか
- ② 最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか
- ③ 補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）を P F I 事業者が了承するか

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

| | |
|---------|---------------------------------------|
| 補助制度名 | 交通安全施設等整備事業補助（駐車場） |
| 根拠法令等 | 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律 |
| 補助要項等名 | 道路局所管補助金等交付申請の取扱について（国土交通省道路局長 通達） |
| 補助対象施設名 | 道路付属物として整備する駐車場 |

補助対象となる事業類型

| | |
|---------|---------------------------------------|
| B T O ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O T ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O O - | 【対象としていない理由】 民間の所有施設に対する補助制度ではないため |

（地方公共団体が P F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針）

B T O、B O T ともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T 方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

- ① 長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか
- ② 最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか
- ③ 補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）を P F I 事業者が了承するか

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

| | |
|---------|---------------------------------------|
| 補助制度名 | 交通円滑化事業費補助 ※一般国道改修費より変更 |
| 根拠法令等 | 道路法 |
| 補助要項等名 | 道路局所管補助金等交付申請の取扱について（国土交通省道路局長 通達） |
| 補助対象施設名 | 道路 |

補助対象となる事業類型

| | |
|---------|---------------------------------------|
| B T O ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O T ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O O - | 【対象としていない理由】 民間の所有施設に対する補助制度ではないため |

（地方公共団体が P F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針）

B T O、B O T ともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T 方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

- ① 長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか
- ② 最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか
- ③ 補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）を P F I 事業者が了承するか

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

| | |
|---------|------------------------------------|
| 補助制度名 | 地域連携推進事業費補助 |
| 根拠法令等 | 道路法 |
| 補助要項等名 | 道路局所管補助金等交付申請の取扱いについて（国土交通省道路局長通達） |
| 補助対象施設名 | 道路 |

補助対象となる事業類型

| | |
|---------|---------------------------------------|
| B T O ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O T ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O O - | 【対象としていない理由】 民間の所有施設に対する補助制度ではないため |

（地方公共団体が P F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針）

B T O、B O T ともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T 方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

- ① 長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか
- ② 最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか
- ③ 補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）を P F I 事業者が了承するか

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

| | |
|---------|---------------------------|
| 補助制度名 | 地下高速鉄道整備事業費補助 |
| 根拠法令等 | 予算補助 |
| 補助要項等名 | 地下高速鉄道整備事業費補助交付要綱 |
| 補助対象施設名 | 地下高速鉄道（地下鉄）の新線整備・大規模改良工事等 |

補助対象となる事業類型

| | |
|-------------|--|
| B T O × 検討中 | <p>【対象としていない理由】</p> <p>当該補助金の趣旨としてP F I 手法を活用した事業を排除するものではないが、現行の要綱上では補助対象となっていないため。</p> |
| B O T × 検討中 | <p>【対象としていない理由】</p> <p>当該補助金の趣旨としてP F I 手法を活用した事業を排除するものではないが、現行の要綱上では補助対象となっていないため。</p> |
| B O O × 検討中 | <p>【対象としていない理由】</p> <p>当該補助金の趣旨としてP F I 手法を活用した事業を排除するものではないが、現行の要綱上では補助対象となっていないため。</p> |

（地方公共団体がP F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針）

B T O、B O Tともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

- ① 長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか
- ② 最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか
- ③ 補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）をP F I 事業者が了承するか

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

| | |
|---------|---|
| 補助制度名 | 空港アクセス鉄道等整備事業費補助 ※平成 20 年 4 月にニュータウン鉄道等整備事業費補助より変更 |
| 根拠法令等 | 予算補助 |
| 補助要項等名 | 空港アクセス鉄道等整備事業費補助交付要綱 |
| 補助対象施設名 | ニュータウン鉄道及び空港アクセス鉄道の新線整備・大規模改良工事等 |

補助対象となる事業類型

| | |
|-------------|---|
| B T O × 検討中 | <p>【対象としていない理由】</p> <p>当該補助金の趣旨として P F I 手法を活用した事業を排除するものではないが、現行の要綱上では補助対象となっていないため。</p> |
| B O T × 検討中 | <p>【対象としていない理由】</p> <p>当該補助金の趣旨として P F I 手法を活用した事業を排除するものではないが、現行の要綱上では補助対象となっていないため。</p> |
| B O O × 検討中 | <p>【対象としていない理由】</p> <p>当該補助金の趣旨として P F I 手法を活用した事業を排除するものではないが、現行の要綱上では補助対象となっていないため。</p> |

(地方公共団体が P F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針)

B T O、B O T ともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T 方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

- ① 長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか
- ② 最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか
- ③ 補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）を P F I 事業者が了承するか

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

| | |
|---------|---------------------------------|
| 補助制度名 | 空港整備事業費補助 |
| 根拠法令等 | 空港整備法 |
| 補助要項等名 | 空港整備事業費補助金等交付要綱 |
| 補助対象施設名 | 空港の基本施設（滑走路、エプロン等）及び附帯施設（排水施設等） |

補助対象となる事業類型

| | |
|---------|---------------------------------------|
| B T O ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O T ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O O - | 【対象としていない理由】 民間の所有施設に対する補助制度ではないため |

（地方公共団体がP F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針）

B T O、B O Tともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

- ① 長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか
- ② 最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか
- ③ 補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）をP F I 事業者が了承するか

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

| | |
|---------|---------------|
| 補助制度名 | 公営住宅整備事業 |
| 根拠法令等 | 公営住宅法 |
| 補助要項等名 | 公営住宅整備事業等補助要領 |
| 補助対象施設名 | 公営住宅 |

補助対象となる事業類型

| | |
|---------|--|
| B T O ○ | <p>※ 欄外国土交通省方針参照。</p> |
| B O T ○ | <p>※ 欄外国土交通省方針参照。</p> |
| B O O - | <p>【対象としていない理由】</p> <p>公営住宅法第2条第16項に事業主体は地方公共団体と定められているため。</p> <p>なお、事業主体は低額所得者に転貸するために必要な住宅及びその付帯施設を公営住宅として借り上げることが可能であり、この場合、住宅及びその付帯施設の建設又は改良を行う者に対して、費用の一部を補助することが可能である。</p> |

(地方公共団体がP F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針)

B T O、B O Tともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

- ① 長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか
- ② 最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか
- ③ 補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）をP F I 事業者が了承するか

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

| | |
|---------|--|
| 補助制度名 | 地域住宅交付金（公営住宅等整備事業） |
| 根拠法令等 | 公営住宅法、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備に関する特別措置法 |
| 補助要項等名 | 地域住宅交付金交付要綱、公営住宅等整備事業対象要綱 |
| 補助対象施設名 | 公営住宅 |

補助対象となる事業類型

| | |
|---------|--|
| B T O ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O T ○ | ※ 欄外国土交通省方針参照。 |
| B O O - | <p>【対象としていない理由】</p> <p>公営住宅法第2条第16項に事業主体は地方公共団体と定められているため。</p> <p>なお、事業主体は低額所得者に転貸するために必要な住宅及びその付帯施設を公営住宅として借り上げることが可能であり、この場合、住宅及びその付帯施設の建設又は改良を行う者に対して、費用の一部を補助することが可能である。</p> |

（地方公共団体がP F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針）

B T O、B O Tともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

- ① 長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか
- ② 最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか
- ③ 補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）をP F I 事業者が了承するか

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

| | |
|---------|--|
| 補助制度名 | まちづくり交付金 |
| 根拠法令等 | 都市再生特別措置法 |
| 補助要項等名 | まちづくり交付金交付要綱 |
| 補助対象施設名 | 都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業等 ・ 地域優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業等 ・ 市町村の提案に基づく事業 ・ 各種調査や社会実験等のソフト事業 |

補助対象となる事業類型

| | |
|----------------|--|
| B T O ○ | |
| ※ 欄外国土交通省方針参照。 | |
| B O T ○ | |
| ※ 欄外国土交通省方針参照。 | |
| B O O ○ | |

(地方公共団体がP F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針)

B T O、B O Tともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

- ① 長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか
- ② 最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか
- ③ 補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）をP F I 事業者が了承するか

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

環境省所管

| | |
|---------|--|
| 補助制度名 | 産業廃棄物処理施設モデル的整備事業 |
| 根拠法令等 | 予算補助 |
| 補助要項等名 | 廃棄物処理施設整備費（産業廃棄物処理施設モデル的整備事業）国庫補助金交付要綱 |
| 補助対象施設名 | 焼却施設、感染性廃棄物の焼却施設、産業廃棄物循環型適正処理複合施設、管理型最終処分場、化学処理施設及び産業廃棄物再生利用総合施設 |

補助対象となる事業類型

| | |
|---------|--|
| B T O ○ | |
| B O T ○ | |
| B O O ○ | |

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

環境省所管

| | |
|---------|------------------|
| 補助制度名 | 循環型社会形成推進交付金 |
| 根拠法令等 | 予算補助 |
| 補助要項等名 | 循環型社会形成推進交付金交付要綱 |
| 補助対象施設名 | 一般廃棄物処理施設 |

補助対象となる事業類型

| | |
|-----------|--|
| B T O ○ | |
| B O T ○ | |
| B O O ○ | |

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

環境省所管

| | |
|---------|---|
| 補助制度名 | 循環型社会形成推進交付金（浄化槽） |
| 根拠法令等 | 予算補助 |
| 補助要項等名 | 循環型社会形成推進交付金交付要綱 （補助要綱等 URL: http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/2_koufu.html ） |
| 補助対象施設名 | 浄化槽（市町村整備推進事業） |

補助対象となる事業類型

| | |
|---------|--|
| B T O ○ | |
| B O T × | <p>【対象としていない理由】</p> <p>市町村が設置主体となる事業であるため。</p> |
| B O O - | <p>【対象としていない理由】</p> <p>市町村が設置主体となる事業であるため。</p> |

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

防衛省所管

| | |
|---------|--------------------------|
| 補助制度名 | 特定防衛施設周辺整備調整交付金 |
| 根拠法令等 | 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第9条 |
| 補助要項等名 | 特定防衛施設周辺整備調整交付金交付要綱 |
| 補助対象施設名 | 道路、公園、水道、ごみ処理施設等の公共施設 |

補助対象となる事業類型

| | |
|-----------|--|
| B T O ○ | |
| B O T ○ | |
| B O O ○ | |

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

防衛省所管

| | |
|---------|----------------------------|
| 補助制度名 | 防衛施設周辺民生安定整備事業 |
| 根拠法令等 | 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第 8 条 |
| 補助要項等名 | 防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金交付要綱 |
| 補助対象施設名 | 道路、公園、水道、ごみ処理施設等の公共施設 |

補助対象となる事業類型

| | |
|-----------|--|
| B T O ○ | |
| B O T ○ | |
| B O O ○ | |

P F I 手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

防衛省所管

| | |
|---------|---------------------------|
| 補助制度名 | 再編交付金 |
| 根拠法令等 | 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第6条 |
| 補助要項等名 | 再編交付金交付要綱 |
| 補助対象施設名 | 道路、公園、水道、ごみ処理施設等の公共施設 |

補助対象となる事業類型

| | |
|-----------|--|
| B T O ○ | |
| B O T ○ | |
| B O O ○ | |